

## 岡本の国会での質問

166-衆-決算行政監視委員会第二…-2号 平成19年04月24日

○古川主査 これにて渡部篤君の質疑は終了いたしました。  
次に、岡本充功君。

○岡本(充)分科員 民主党の岡本でございます。

きょうは、前回の予算委員会分科会での質疑に続いて、高等教育の問題について私も質問したいと思います。

教育関連三法などでは、また教育基本法の改正の審議でもそうでしたけれども、初等中等教育に関してさまざまな議論がより交わされている中で、私は、とりわけ高等教育についても、前の発言者も取り上げてみえましたが、今後とも大きな関心を払っていきたいと思うわけであります。

今回、前回の予算委員会の質疑のときにも取り上げさせていただきました、大学病院における今の大学院生のもしくは研究生の置かれている環境について、大臣から「どの程度が本来の大学院の研究あるいは体験ではなく医事、本来の病院の診療業務に携わっており、その人たちの身分保障という、労災その他がどうなっているかというのは、それは調べさせましょう。」と言っていたその調査の状況が一体どのように進捗をしているのか、どういったテーマで、どういう問いで調査をかけているのか、まずはお聞かせをいただきたいと思っております。

○清水政府参考人 先生からの御指摘も踏まえまして、この十九年の三月一日現在、国公立七十九大学病院に対しまして、一つは診療に従事する大学院生等の状況、二番目は診療に従事する大学院生等の保険加入状況、そして三番目に静脈注射に関する業務の実施状況、これは、前回十八年三月一日、ちょうど一年前と同じ内容のものについて、ちょうど一年後の調査時点で調査を実施したということでございます。

現在、各大学からの回答を集計中でございますが、データの精査に手間取っていることもございまして、最終的な取りまとめにはいましばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

○岡本(充)分科員 前回こんなに時間がかからなかったんじゃないかと思うんですね。去年は今ごろにはもう持ってきていただいていたよ。どうしてそんなに時間がかかるのか、いつまでにお出しをいただけるのか、明確な期日を御答弁いただきたい。

○清水政府参考人 現在集計中ということでございますけれども、少なくとも連休明けを目途として、完了次第報告させていただきたいと思っております。

○岡本(充)分科員 その委員会でも取り上げたんですけれども、この決算委員会に間に合うようお願いをしたはずでありますよ。決算委員会で取り上げたいということをお話しているわけでありまして、にもかかわらず、この分科会までに間に合わせていただけないということであれば、ここで議論ができないわけでありますね。

何にどう手間取っているのか。去年と全く同じ問いであれば、そんなに時間がかからないはずであるのに、今度は連休明けだというふうに言われる。これは大臣、ちょっと責任者として、もう少し前向きな答弁をいただけませんか。

○伊吹国務大臣 私が直接調査の文面を書いたり集計をしているわけではなくて、大きなことを指示しているわけですから。昨年と同じ問いを出しているのかどうかということをお話させていただきますが、全く同じ問いであれば、去年できて、ことしできないなどということは、私の部下としてまことに

恥ずかしいことだと思いますね。

○清水政府参考人 今回の調査は、基本的には前回十八年三月の実施した調査を基本としつつ、若干、例えばもう少し詳しく目のデータもいただくことにしております。

具体的に申し上げますと、病院の診療研究、診療技術向上等の目的に加え、診療業務に一部従事させている場合の人数、業務の概要、雇用契約の有無、雇用形態、職名ということでございますし、傷害保険への加入状況等について、学生教育研究災害傷害保険と一応その他のあれと区分けしながら記入していただくというふうなことでございます。

なお、昨年調査でございますけれども、昨年の調査結果についても、連休明けに取りまとめて報告させていただいているというふうに承知しております。

○岡本(充)分科員 去年はその問いをつくるところからスタートしたんですよ。ことはもう問いができていますよね。去年は、たしか四月中に持ってくるようにとあって、四月二十八日に私は御連絡をいただいたというふうに記憶をしているわけでありまして、そういう意味でいうと、去年は問いからつくって、同じ三月一日スタートで持ってこれた、ことは連休明けになるかもしれないと今この二十四日の段階で言っているということでは、大臣が今言われたように、大臣の部下として恥ずかしいと言われましたけれども、これは大臣、もっと責任持って早く事務作業を終えるように、それぞれ指示を出していただきたい。

もちろん物理的なものがあるから、寝ずにやれとまでは言わないけれども、これに間に合うように、私、ここで議論したかったんだ。だけれども、物が来なくて、これが議論ができない。大変残念だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊吹国務大臣 先生のお気持ちはよくわかります。しかし、ほかにもいろいろな仕事をしているわけですから。たくさん仕事があるわけです。

この前予算委員会で御質問があったことは、結局、六年制を終えて、そして医師試験が終わって、研修が終わった後、大学院へ行っているわけでしょう。その大学院で研究に従事している人を、医師免許を持っているということを使うというのかな、実質的な本来の給料を払ってきちっとさせるべき仕事を、研究の合間という名目でさせているところにいろいろ問題が起こっているわけでしょう。そういう指摘をされているから、それによって例えば労働基準法違反になるのかどうかといろいろ細かな問題が起こってきますから、それをきっちり把握して御報告をするということは、やはり去年とは違うんですよ、その調査の内容や何か。

だから、それはもう少しわかりやすく説明をさせなければいけないので、私が先生にあのときお約束したのは、まさに私が申し上げたような問題意識を持っておっしゃっているわけでしょう。だから、私は、おかしなことがあれば労働基準署の検査をどんどん入れさせろというぐらいの気持ちでいるわけです。しかし、実態をきっちり把握しないと行けないから、それがなぜおこなわれているかというのは今の答弁じゃ私も聞いていて必ずしも判然としませんから、それはもう少しきっちり説明させます。

○清水政府参考人 全体として、調査票の様式、内容について若干の訂正をしたということが一点でございます。また、それに伴いまして、各大学から報告をいただいているわけでございますけれども、その報告自体が、全体のデータが、きちんと整合性のとれたデータを各大学からいただいているかどうかというのをいわば精査するという業務がございますし、また、私ども、担当の職員について、今実はさまざまな業務を抱えておるといふ部分もありまして、私の方としてはとにかく報告の取りまとめはという気持ちでございますけれども、全体として今このような状況になっているというふうなことでございます。

○伊吹国務大臣 前回、予算委員会で御質問になったことは、私も厚労省の仕事をかなりやって

おりましたのでよく実態はわかります。それだけに、きっちりしたことを調べないとだめだよと。研究の部分と、それから本来の大学院生という研究の立場を利用して実質的に業務をさせる、しかも給料を十分払っているのか払っていないのかわからない、そして労災がついているのかついていないのかもわからないというような状況の場合は、これは労働基準法違反とかいろいろな問題が起こってくるからということをお前は厳しく彼らに言っているんですよ。だから彼らも、法律的な問題が伴うだけに、相手との確認だとか何かをかなり慎重にやっているという事情だけはよく理解してやってください。

○岡本(充)分科員 去年も私は同じことを前任の大臣と議論させていただいたときに、同じ趣旨については大変御理解をいただいたと思っています。しかるに、一年たっても状況がどうなのかなと思うと、私自身が見聞きしている範囲では、実例に枚挙にいとまがない状況がまだ続いているわけでありまして、これを一刻も早く是正をするべきだという観点をこのたびもまた大臣が交代をされて伊吹大臣が思われている。これを私は大切にしたいし、ぜひそれを改善するための取り組みを、わかりました、確実にやっていくというのであれば、それは結果をきちっと出していただきたい。こういう状況でした、終わり、ではなくて、ついては、だから今度はこういう対策をとる、大臣が今言われた、研究にかこつけて業務をさせているような状況、もしくは労災の未加入の問題、こういう法令に触れるような案件についてはきちっと解決をしていくんだという道筋もあわせてお示しをいただきたいと思うわけですが、それについてはお示しいただけますか。

○伊吹国務大臣 もちろん、大学病院を所管しているんだから努力はいたしますよ。しかし、これは本来、厚生労働省の労働基準の話なんです。ですから、今の御質問と同じようなことをなぞれば、経済産業大臣が自分の所管している業種について労働基準法上の違反事項があるかどうかすべて責任を持って処理しろというのは、ちょっと先生、それは無理ですよ。

我々は、自分の所管している大学病院について、雇用契約をしっかりと結べ、そして、そういうことはおかしいということは努力しますよ。しかし、それを担保するのは労働基準法だというのが日本の法制のあり方なんです。それを、所管大臣がすべて労働基準法の適用だとか保険の加入まで責任を持てとおっしゃるのは少し無理があると私は思いますよ。

○岡本(充)分科員 いや、大臣、それは違うと思いますね。私は、大臣が所管をしている部署であり、そこで法令違反が行われているというのであれば、調査が入るまでもなく、法令違反を自分たちで判断して、最終的には労働基準監督署が来なければ法令違反かどうかわかりませんではなくて、法令違反でないかという疑いがあるのであれば、もっと言えば、言いかえれば、例えば今話題になっている、農林水産省の所管の独立行政法人でいわゆる官製談合が行われていたんじゃないかという報道があったとする。実際にそこであるかどうかを判断するのは公取だ、だから公取に任せる話であって、もしそこで農林水産大臣が、私の所管の独立行政法人であったとしても、そこで官製談合が行われているのを是正するのは私の仕事ではありませんというふうに言われては困る。

だから、やはり、そこで法令違反が行われている可能性があるのであれば、所管の大臣としてその是正を指示するのは、それが法令違反かどうかを判定するのは一義的には確かに労働基準監督署。この前も答弁を求めました。それぞれの個別の具体的な事案を見なければわからないと彼らは言う。しかしながら、彼らが一々来て、一々一件一件見ていくというのも物理的に私は難しいと正直思うわけでありまして、そこはある意味、大臣からの指示、もしくは文科省からの指揮というものを使って、こういうことはふさわしくないから改善をしましょう、こういうことを発していただけたということで一つ問題が解決するのではないかというふうに考えているんです。

○伊吹国務大臣 それは違うでしょう。我々は、保険に加入をした方がいいとか、あるいは労働契約を十分結んでやりなさいとかということは、当然、大いにやりましょう。それは当たり前のことです。

しかし、向こうが、それじゃ、これは雇用契約が必要なものじゃなくて、研究の学生として受け入れられている中で、その研究の一部としてやらせているんですとか、いろいろな議論になってきますよ。

個々の最終的な判定は、日本の国家で、日本の行政の仕組みを先生も御存じだと思っけれども、それは法律を持っている行政官庁が最終的に判断をしなければならぬんですよ。

だから、こちらは先生と同じ気持ちなんですよ。できるだけことはやりましょう、きっちりしたことを調べよと言っているのはそういう趣旨なのであって、心情的にわかりますよ、それは。大変な目に遭った、どうもひどいなという漠然とした雰囲気はわかりますよ、私は。しかし、だからといって、私が労働法規の執行者になるということはできませんよということを言っている。

○岡本(充)分科員 ですから、私もそれはそう言っているじゃないですか。だから、最終的には労働基準監督署もしくは労働行政が……(伊吹国務大臣「だから、何も知りませんなんて一言も言っていないよ」と呼ぶ)労働行政側が判定をする話だけれども、ただ、大臣の持っている指揮権もしくは監督権の中で、例えば通達なり何かなりを出した後に、そこが最終的にどうするか。それでも違反をするか、もしくは、さっきの話で、これは研究の一環なんだからという話が論理的に成り立つというのであれば、それはそういう研究をしているということもあり得ると思いますけれども、今のまま、みんなが開き直って、みんなこれは研究なんだと言われたら何にも変わらないわけでありまして、そこにやはり何らかの指針なり方針なり、こういうものは研究、こういうものはこうだと、何らかの整理を文科省としてしていく必要はあるんじゃないかということでもあります。これは今大臣もうなずいていただきましたので……(伊吹国務大臣「いやいや、質問にうなずいただけで」と呼ぶ)では、どうぞ。

○伊吹国務大臣 それは先生、そこまで先生がおっしゃるんだと、国立大学法人あるいは私立大学、公立大学のどこにまで文部科学大臣が介入できる権限を法律上国会から付与されているかどうかを法制局でしっかりとまず確認しなければできません。日本というのはそういう国なんですよ、法治国家なんです。まだるっこいと思われるけれども、逆に大臣が何でも介入できるような国だったら、日本はえらい怖い国になるんですよ。

ですから、やはり法律的に詰めることをきっちりしないと、心情的なお気持ちはよくわかるけれども、私がこういうもの、こういうものと言ったって、最終的にそれが雇用契約に当たるのか研究活動に当たるのかというのは一つ一つのやはり事例をもって判断しなきゃいけないわけですから。先生と違うことを言っているわけじゃないんですよ。私は、よく理解して、できるだけ努力をしますと言っているけれども、先生のお言葉をかりれば、それは労働基準署のことだから何も知らないじゃ仕事にならぬじゃないかとおっしゃるから、そういう表現をされるのであれば、私が法律上どれだけの権限を持っているかということ法制局にしっかりと確認してから行使しないとえらいことになりますよ、それは。

○岡本(充)分科員 何も大臣が全部介入してくれと言っているわけではなくて、省としての方針を、例えば指針だとか、こういうようなことで、こういうことは改善しましょうだとか、こういうことはある意味、省としての中での、今大臣が言われた、私の問題意識を理解していただいているというわけですから、それに基づいて次はこういうステップをするという対策もぜひ一緒に、アンケートの調査がまともでしたというのではなくて、だから今度は、こういうことがあったからこういうふうにしていきます、そういう次のステップもぜひお示しをいただきたいということです。

○伊吹国務大臣 それはうちの役所だけではできません、率直に言って。個々のケースがみんな違いますから。だから、それは労働基準法を所管している役所、あるいは最終的にそれが、そうじゃないという行政不服を申し出られたり、民事上の裁判になったときにたえ得るだけの前提がなければ基準というのはできないんですよ。

ですから、できるだけことはやりましますけれども、何か私が万能のようなお気持ちだけはちょっとなくしていただきたいということを言っているわけです。

○岡本(充)分科員 次の対策もぜひ、それはそれでまた御検討をいただけるということでもありますから、それは御期待しております。

その上で、きょうは、ちょっともう時間が来てしまって、もう少し聞きたかったんですけども、この話で大分盛り上がってしまいました。これはまた、今の話は後刻聞くとしまして、私立大学の医学部に限定をした話ではないかもしれませんが、高額な学費と寄附金というのが昨今話題になっているわけでありまして。

今、実際に文部科学省として、私立大学の医学部にかかる学費については把握をしてみえると思いますけれども、どのような寄附金の要求をし、実際に個人がどのくらい寄附金を払っているのか、その詳細なデータは把握していないというふうに私は聞いてはおるんです。こういうのに、もしかしたら物すごい寄附金を、普通の理解にはとても及ばないような金額を払っている人がいるのかいないのかもわからないですけども、そういうものがあるのかないのかも含めて、一体どういう実態になっているのか、それから企業からの寄附金の今の現状についても一回ちょっと教えていただきたいと思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○磯田政府参考人 お答え申し上げます。

私立大学における寄附金のあり方につきましては、平成十四年十月一日付の文部科学事務次官通知により、入学を条件とする寄附金の收受を禁止するなど入試の厳正公平な実施について指導するとともに、任意の寄附金を入学者、保護者等から募集する場合においても、その額の抑制に努めるよう周知徹底を図っているところでございます。

私立大学の寄附金につきましては、どの程度の金額をお集めになるかは私学の自主的判断にゆだねられているところでございます。また、金額の多寡よりは、寄附金の任意性、自主的に寄附をするということが重要と考えられているところでございまして、今のところ、調査をするということは考えておりません。

なお、御指摘の、企業からの寄附金についてでございますが、学校法人に対する寄附というのは、その経営基盤の強化等の観点から重要と考えておりまして、文部科学省としても、税制改正等を通じて、個人及び企業等の法人による学校法人への寄附の促進を図っているところでございます。この関連で、学校法人に対する寄附実績というものについては調査を行っているところでございます。

○岡本(充)分科員 個人からの寄附の任意性の話、まさにそれは僕も問題だと思っているんです。先ほどもお話ししましたね。大学病院も一応任意で診療していることになっています。建前は任意ですよ。しかしその一方で、例えば、ある一定の最低ラインが、調べてみたら、みんながある一定の、少ない人でも必ず三百万はしているというようなことがあれば、これは何らかの、任意性があればばらつくはずですから。ところが、ある一定の金額だったら、これは本当に任意性があるのかということに疑義が生じるとか、それを調査することで、本当に任意性があるのかどうかについてある一定の傾向が読めるんじゃないかというふうに私は思っていて、それを問いましたら、今はそういう個人からの寄附のデータがないとか、今答弁があったように、調べる必要がないというような話であるから、私は、今の寄附金、確かに額の多寡も問題だけれども、だからといって、一般社会通念上考えても、ちょっとあり得ないような高額な寄附をしているような人がいるのかどうか私もわかりませんが、そういった部分も含めて、今の大学における学費及び寄附金のあり方ということを一回見詰め直してみる必要もあるんじゃないか。

つまり、医学部だけが非常にお金がかかるわけではないとはいっても、医学部に関しては非常に高い学費と寄附金が必要だというのが何となく一般常識として皆さんの共通認識になっております。そういう意味では、入試の公平性の確保という意味でも、もう最初から、おれのうちはそんな金がないから私立の医学部には行けないよなという話が出てくることは、公平性の確保という観点から考えても私は大変残念な話だと思うし、一般的にそれぞれの大学が自主的に運営をすることで

ありますから、さっきの大臣の話じゃないけれども、国が関与して、あなたはこんなにもらっちゃいかぬ、そうやってやれと言っているわけではない。ただ、そこに強制性があってはいけないということは皆さんが認めるところであるから、それがいいのかないのかも一回、そういうわさがあるわけだから、ざっと調べてみることは物理的にも無理じゃないんでしょうし、調べてみられてはいいかがか、こう言っているわけでありませう。大臣、もしお考えがあれば。

○伊吹国務大臣 調査をする気持ちは全くないというのも、ちょっと何か木で鼻をくくったような答弁だと思って私聞いていたんですが、つまり、合格をした人、合格の判定が行われた後寄附を募るといふことは、私はこれは当然あっていいと思います。それに強制性があるかどうか、合格をしてしまっているわけですから。

どこまで大学に対して今のような調査ができるのか。これは、特に私立大学というのは、私立高校を含めてなんですけれども、未履修の問題から今回の公的関与の法律をつくるときからもう大変な、建学の精神という憲法上の問題があつて、難しい問題があるんですよ。だから逡巡したんだと思いますが、まず、法制的にどこまでそういうことができるのかを調べさせてください。

○岡本(充)分科員 私が危惧しているのは、今の個人の話は今の観点、それから企業の方は、私は、大学に寄附をしていただくのは非常にありがたいことだし、産学協同研究をやっていただくのも大いに結構だと思う。ただ、研究者個人に寄附をするというあり方は、全部がだめとは言わないけれども、実際にこの前のある医薬品の例でもありましたように、あらぬ誤解を生む、私はそうだったとは思わないけれども、あらぬ誤解を生むだけ損だと私は思うわけなんです。

そういう意味で、個人だとか個々の教室を名指しというか、この教室と言つて指名をして寄附をするというような寄附のあり方というのは、特定の企業、団体に利便を図っているのではないかという疑義を生む余地が残るといふ観点で、私はちょっと研究の余地があるんじゃないか。

とりわけ、今回提案をさせていただいているのは、科研費等を含む研究費なんかでも、一部の研究室ががばっと集めて、もしくは一部の研究室にたくさん集まって、そのほかの研究室、それこそ勝ち組、負け組が極端にできているんじゃないかという思いも今持っていて、すべての研究室が平等であるということはない。それは結果、安倍総理が言われる話ではないですよ。機会の平等は保障しなきゃいけないといふのは安倍総理も言っているわけでありませうけれども。

そういう意味で、今の研究費もしくは科研費を含む研究費の配分のあり方、それから今後国として必要な研究により予算を振り向けるといふことも、その中でどういう配分をしていくかということについて、もちろん使った使い道は後で報告は受けているといふは、その部分の公開も含めて、もう少し公平性、透明性が図られるような施策を一回研究してみられてはいいかがか、これも提案でありますけれども、いかがお答えいただけますでしょうか。

○森口政府参考人 今先生からお話ありがとうございました、特定の研究室に研究費が多額に流れるということではございませうけれども、今先生もおっしゃられたように、競争的資金ですから、優秀な研究者がより多くの研究費を獲得する、これはある意味ではそういうことも十分あり得るわけではございませう。

ただ、研究費の配分が、不合理な重複です、不合理な重複といふ意味は、同じ研究課題について、同一の研究者に別の複数の競争資金が来てしまう。それから、過度の集中、これは、一人の研究者に課題は別にしても使い切れないほどの研究費が集まってしまふ。そういう二つのポイントがあると思ひますけれども、そういうことについては排除する、これは非常に重要だと思ひます。

そのために、現在でも、競争的資金の新規採択の際には、府省間で採択を予定しています課題のリストを交換する、こういうことはやっております、前者の方の不合理な重複、これについてはある程度確認ができていふと思ひます。

しかしながら、過度の集中ということになりますと、これはいわゆるエフォート管理といひますけれ

ども、この研究課題についてこの研究者がどれぐらい時間を割くかとか、そういうのをトータルして見る必要があるわけでございますけれども、この過度の集中の排除ということにつきましては、今内閣府の取りまとめのもとで関係府省と連携をしまして、文部科学省におきまして、府省共通研究開発管理システム、こういったものを今整備を進めてございます。これが本年度に運用開始ということでございますので、こういうことを整備しながら、今御指摘の問題点につきましても解決を図っていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)分科員 その点についてもまた後刻報告を求めたいと思います。  
これで終わります。